

# 告示

## 埼玉県告示第百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―八―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市上青木三丁目五番三の一部

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千二百六十・四五立方メートル